

| 第 10 回丸亀市行政改革推進委員会会議録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成 23 年 3 月 17 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分                                                                            |
| 場 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 丸亀市役所 本館 2 階第 3 会議室                                                                                                    |
| 出 席 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 〔行政改革推進委員会委員〕<br>秋山 千枝、石原 國男、岡田 まゆみ、岡本 恵子、川邊 昭生、多田 仁美、<br>長山 貴之、馬場 俊作、日野 明世、福岡 由紀子、福田 誠、三宅 真弓<br>（五十音順、敬称略）〔以上 12 名出席〕 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 〔丸亀市〕<br>大林企画財政部長、矢野企画課長兼行政改革推進室長、小山企画課副課長、<br>佐藤財政課副課長、（行政改革推進室）高倉、真鍋                                                 |
| 欠 席 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 〔行政改革推進委員会委員〕<br>國越 照清、橘 節哉、中尾 恵子、山崎 純一<br>（五十音順、敬称略）〔以上 4 名欠席〕                                                        |
| 傍 聴 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0 名                                                                                                                    |
| 議 題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (1) 第二次行政改革推進計画（案）について<br>(2) そ の 他                                                                                    |
| 会 議 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                        |
| <p><b>日野会長</b>：本日は委員総数 16 名のうち 12 名が出席されており、丸亀市附属機関設置条例第 7 条第 2 項の規定により、委員の半数以上が出席されており、会議は有効に成立しています。</p> <p>ただ今から第 10 回行政改革推進委員会を開催いたします。では早速前回の続きの説明をお願いします。</p> <p><b>企画課長兼行政改革推進室長（以下：企画課長）</b>：【会議資料について説明】</p> <p><b>高倉（行革室）</b>：【資料に基づき効率的な組織運営関する個別計画を説明】</p> <p><b>日野会長</b>：今までのところでご質問やご意見等がありましたらお願いします。</p> <p><b>岡本委員</b>：臨時職員の見直しについては、臨時職員を減らして派遣職員を導入するという取組なのでしょうか。</p> <p><b>企画課長</b>：現在全庁的に臨時職員の見直しを考えています。派遣職員と臨時職員にはそれぞれメリットとデメリットがあります。例えば、派遣職員には短期間でも雇用を確保しやすいといった点や、年休取得時でも代替要員の確保が可能といった利点があります。</p> <p>そこで、各業務に応じた方式について見直しを行っていききたいということです。</p> <p><b>岡本委員</b>：つまり、現在臨時職員であるところを派遣職員に変更するものもあれば、派遣職員であるものを、雇用期間を考えて臨時職員に切り替えるところもあるということですか。</p> <p><b>企画課長</b>：派遣職員には特定の 26 業種というのがあり、この専門業種であれば派遣期間が 3 年という制限が無く、長期雇用が可能です。これ以外の業種については 3 年間の制約があり、この期間内に委託等の適正な方法を検討しなければならないと考えています。</p> <p><b>岡本委員</b>：委託に代えて正規職員を増員するという考えはないのですか。</p> |                                                                                                                        |

**企画課長**：全体の中ではそういう議論もありますが、行革の視点から考えれば職員を増員することは現段階では難しいと思います。

**馬場委員**：学校給食センターの運営見直しについてですが、現在食材費や運営費が合わせて年間約 10 億円ほどだと思いますが、子どもたちの健全育成の面から、現在地産地消といったことが盛んに言われています。給食センターに確認すると、食材コストを入札によりできるだけ抑えるためには限界があるということで、地産地消の面からいえば先進地からは遅れていると思います。

食材が良くなれば給食費が高くなり、不満がでるかもしれませんが、食材費や運営費をどのように使って今以上に子どもたちに良い給食を提供するかを真剣に考える時期が来ていると思います。

**川邊委員**：給食費については、教育予算の中に学校給食センター費という項目がありますが、食材費は参入されておらず、経費がいくらかかっているのか一般市民にはわかりにくくなっています。市民にも給食の運営がどうなっているかわかりやすく示すべきだと思います。

**日野会長**：給食の質を高めていくことと、情報公開を進めるべきとのご意見が出ましたが、事務局ではどうお考えでしょうか。

**企財部長**：合併市町ごとの取組も異なりましたが、徐々にですが統一化が図られてきました。地産地消につきましても学校給食会や運営委員会で議論はされていると思いますが金額的な制約により、困難な部分もありますが、内容等については市民にもわかりやすい形で公表していかなければならないと考えています。

**馬場委員**：提案なのですが、給食センターの中に検討委員会がいくつかありますが、もう少し外部から委員を取り入れるべきだと思います。

**企財部長**：担当課には伝えておきます。また地産地消については、これから策定を進める総合計画の中の位置づけになってくると思います。

**岡本委員**：市民課の窓口業務についてですが、発券機を導入するとともに、案内係として派遣職員を採用したという取組のことでしょうか。

**高倉（行革室）**：それについては平成 21 年度末に既に導入済みで、証明書発行業務について派遣職員の採用や業務委託を検討していくという取組になります。

**企画課長**：市民課に来られるお客様がされる手続きとしては、証明書の発行と各種届出に大別されますが、証明書発行にかかる時間に比べて届出の手続きにかかる時間が長くなっています。

そのため、証明書発行のために来られたお客様が、登録に来られたお客様より順番が後になれば待ち時間が長くなってしまふことから、例えば証明書発行の窓口を設置するなど、窓口を分類化し、証明書発行の窓口について派遣や委託を検討していくという取組です。

**岡本委員**：現在の市民課では、1 番窓口の人が長くても 2 番の窓口が空けば次の人は 2 番窓口で対応ができ、待ち時間はある程度解消されていると思います。むしろ市民課の職員数が不足していることから派遣や委託を検討されているのではないのでしょうか。

窓口ではどの市民が、何の手続きのために来られているかは、発券機の所で区分はできるのかもしれませんが、順番待ちをしている人を見てもわかりませんし、かなり個人的な内容について手続きをされます。

派遣職員の導入を検討するよりも、新規採用者を市民課窓口に重点的に配属するなどに対応してはどうでしょうか。

市役所の中で市民が一番よく来られるのは市民課ですから、市民課での対応が市民に対する印象を左右します。ですから市民課の窓口派遣や委託を検討することには不安があります。

職員が不足しているところを派遣や委託で対応していくという手法は、行革としては誤っていると思います。職員が不足しているなら、職員採用や配置の見直しで対応すべきです。

**馬場委員**：市の窓口にはいろいろあります。ある窓口の対応は悪かったですが、税務課の窓口では複雑な手続きをてきぱきと処理してくれ、印象が良かったです。職員だからといって対応がすべて良いとは限らず、市税等の限られた財源で運営していく以上、派遣職員で対応可能な部分は派遣を検討し、専門的な部分に職員を重点的に配置するという手法は理解できます。市民としては職員の形態にこだわらず、仕事を迅速にこなしてくれればいいと思います。

**秋山委員**：市民課は個人情報がたくさんあり、他人に知られたくない情報も多く持っています。ですから市民課の窓口業務について派遣を検討することには抵抗があります。

**企画課長**：この取組に関して、個人情報の保護をどう担保するかについて議論されました。確かに派遣職員は地方公務員法の適用を受けませんので、地方公務員法上の守秘義務は課せられません。

しかし、派遣職員を採用するにあたっては、派遣の契約を行いますので、基本契約や個別契約の中で職を離れた後についても守秘義務を課しています。

**岡本委員**：守秘義務に違反しても罰則はないですね。

**企画課長**：地方公務員法上の罰則はありません。しかし、契約は現代社会で重要な役割を担っており、その契約に基づいて業務を行うことになりますから、研修等で補完する必要はありますが、契約の中で個人情報保護は担保されると考えています。

先ほど指摘のあった職員配置の見直しについては、各部内で流動的に配置換えを実施しています。

また、市民課の窓口については年度末や年度始めが非常に混雑することから、これまでも臨時職員を採用して対応しています。今回派遣職員を導入することにより、対応者は増えますので、市民の利便性は向上するものと考えています。

**日野会長**：派遣職員の採用について調整の余地があるのか、既に導入が決まっているのかというところだと思うのですが。

**企画課長**：担当課ではこの方向で取り組んでいくということで進めています。しかし、本日いただいた意見については担当課にも伝えますし、改善できるところは改善していきます。

**岡田委員**：行革は経費を削減するというのが市役所の中に浸透していると思います。窓口の対応も、どうにかして経費を抑えようとする職員の対応や印象を感じます。

**岡本委員**：どちらも重要だと思いますが、経費を節約することと、市民サービスの向上はどちらが重要と考えているのですか。

**企財部長**：市民サービスを向上させるために、節減できるものは節減し、重点事業に優先的に配分することが第二次行革の基本目標です。市民サービスを向上させるためには財源を確保しなければならないことから、どちらも重要と考えています。

**岡本委員**：市民課窓口派遣職員を導入することは、市民のプライバシー保護よりも経費節減ということになりませんか。

**企財部長**：個人情報保護については、契約で担保できるよう体制を整えていきます。

**岡本委員**：市民としてはやはり、地方公務員法を遵守しなければならない職員に安心感があります。

**企財部長**：皆さんがご心配されることは、よくわかりますが、経費と個人情報の問題は一旦切り離して考えていただき、この取組は、まずは市民サービス向上のための取組とご理解ください。その中で個人情報の保護については十分に守りながら進めていく考えです。また、経費を節約できるところについては削減していくということです。

**日野会長**：多くの委員から意見が出ているということは、他の手法も検討して最後の手段として進めて欲しいという強い意見だと思います。

**企財部長**：その点は十分認識しております。

**馬場委員**：なかなか難しい選択だと思います。民間企業の採用が厳しい現実を見れば、臨時職員や派遣職員の採用は雇用にも繋がります。一方で臨時職員ではなく、すべて正規職員にすればいいと思いますが、財政的には無理があると思います。

**企財部長**：臨時職員や派遣職員はそれぞれメリット、デメリットがあります。正規職員とのバランスも考えながら、臨時職員のあり方についても考えていかなければなりません。

**岡本委員**：この取組は企画課から出てきたものですか、担当課から出てきたものですか。

**企画課長**：部の取組として出てきたものです。

**企財部長**：企画財政部門としても合併後から各部に事務改善を依頼しており、その過程の中で出てきた取組だと思います。

**岡本委員**：第二次の行革も、やはりお金や人を削減するという方向性なのですか。この委員会で作成した大綱はそういう方向性ではなかったと思うのですが。

**企画課長**：行政サービスを展開していくには、どうしても財源が必要です。しかし、財源は限られており、調整が必要です。第一次の行革では削減したものを市民へ還元することまでできていませんでしたが、第二次の行革では市民に還元していくということを前面に掲げています。

**岡本委員**：財源を確保するために、市民が不安視することを進めるのはおかしいと思います。

**企画課長**：第一次では財政健全化が主眼であったため、経費削減が先行していました。今回は削減できた財源を市民の利便性に繋げていきたいと考えています。

**岡本委員**：この件に関して議論が多く交わされたということは担当課ではなく、企画部門で重く捉えて欲しいと思いますし、担当部にも危惧する声が多かったことを伝えてもらいたいです。

**馬場委員**：今回の取組については、やはりカットするというものが多くあります。

**企画課長**：来年度から実施する小中学校のエアコン導入等、新たな取組には、やはり財源が必要になってきます。

**企財部長**：行政サービスに対するニーズは毎年増加しています。ですから、既存事業をそのままに、新規事業を行うことは、丸亀市の財政が健全化されてきたとはいえ、無理があります。

ですから、行革の中で事業の見直しを行っていく必要があると考えています。

**岡本委員**：市から出てきた取組内容を見直すつもりがないのであれば、なぜこの委員会に報告するのかわかりません。意見を聞いて担当課に伝えるだけの委員会なのでしょうか。

**日野会長**：委員が危惧されているのは、市民課窓口の取組のような考えが、他の取組にも見られるのではないかとということで、大綱に記載した市民サービスの向上という観点が忘れられているのではないかとことだと思っています。

限られた財源の中では、この部分はこんなに良くなりましたが、こちらの部分は我慢していただく

ことになります、ということになります、今回の市民課窓口の取組に対しては、我慢するわけにはいかないという意見が委員から多数出たということは、市民も同様の印象を持つと思います。

市民に納得していただけるような、情報提供が必要なのではないのでしょうか。

**企財部長**：窓口については、今までのサービスを向上させていかなければならないと考えていますので、先ほどいただきましたご意見に対応しながら、市民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

**岡本委員**：市民は待ち時間の短縮や窓口対応よりも、個人情報の保護を選ぶと思います。市民サービスの第一はそのことだと思います。

**石原委員**：比較的軽易な業務を臨時職員や派遣職員に従事させるということにも問題があります。窓口業務にも指導できる人がいないと現場に混乱を招くことも考えられます。

市民課の窓口は、ここ数年すごく良くなったと思います。さらに派遣職員を導入して、どれくらいうまくいくかが疑問です。

**馬場委員**：派遣職員を導入するにあたっては、契約書を交わすけれども、個人情報の保護に対して漏洩した派遣職員に対する法令上の罰則がないということが問題だと思いますが、派遣元の会社には責任があると思います。一方で今、災害時等の避難困難者の登録などにおいて、守秘義務により制約を受ける活動も出ています。守秘義務にも両面があると思います。

**長山委員**：臨時職員は期間限定的な業務に就いていると思いますが、時間給はどれくらいで雇用しているのでしょうか。また保険は共済組合に加入しているのですか。

**企画課長**：一般事務で 800 円ぐらいだと思います。保険は共済ではなく、雇用期間にもよりますが、社会保険に加入しています。

**長山委員**：臨時職員から派遣職員に変更する理由として、臨時職員を正規職員の代替として雇用している状態を是正しようとする考えもあるのですか。労働コストの削減から見れば、臨時職員での対応でかなり対応できるのではないかと思うのですが。

**企画課長**：地方公務員法では、臨時職員の雇用は限られた業務になりますが、解釈の問題があります。基本的には単年度契約にしていますが、専門的な業務においては長期契約にもなります。そのため、労働契約上の問題もありますが、必要な業務には派遣職員を導入していくという考えに変更しつつあります。

**長山委員**：臨時職員は、可能な限り派遣職員に置き換えるということですか。

**企画課長**：業務によってメリット、デメリットがありますので、そういった面も踏まえて見直しを進めていくということです。

**長山委員**：市民課の窓口でストライキを行ったというニュースを聞いたことがあります。なぜストライキができるのかを見てみると派遣職員であるため民間の職員になるからです。

原因は競争入札による経費の削減によるものですが、職員には正規職員、臨時職員、派遣職員、再雇用等多様な形態がありますが、派遣職員でなければならない必然性は小さいと思います。

**企画課長**：いろいろいただきました意見を担当課にも伝えますし、これを踏まえて考えていきたいと思っています。

**岡本委員**：飯山図書館は複合施設で、総合学習センターは指定管理者制度を採用しています。

施設の一体的管理を進めていく計画が出ていますが、図書館業務については直営ですか。

**企財部長**：基本的に直営と考えています。

**岡本委員**：次に図書館の有効利用についてですが、開館時間の延長や休館日の変更などで利便性が向上するのは良いことですが、期待される効果にコストの削減とあります。矛盾すると思うのですが。

**企財部長**：確認して修正します。効果はあくまでもサービスの向上です。

**日野会長**：他に無ければ次のテーマに移りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

**高倉（行革室）**：【資料に基づき戦略的な定員管理、人材の育成に関する個別計画を説明】

**日野会長**：これらの点に関してご質問はありますか。

**川邊委員**：職員について公募による登用制度はあるのですか。男女共同参画の点からも、有能な女性職員を登用していくべきだと思います。

**企画課長**：副課長級を対象とした本人希望による課長への登用制度はありますし、逆に降任制度もあります。

今年から登用制度の見直しを行い、若手職員を対象に全庁から希望を募り、管理職養成のための登録制度を設け、管理職養成のための研修を進めています。

**馬場委員**：職員研修についてですが、派遣先を十分に検討して欲しいと思います。例えば現在離島航路については赤字が大きくなっていますが、日本全国には離島航路を持つ多くの自治体があります。先進地にどんどん行って研鑽してもらいたいです。

**日野会長**：情報はインターネット等からも収集できますが、実質的な研修をもっと行うべきのご意見についてはどうお考えでしょうか。

**企画課長**：派遣している研修について、主な派遣先として自治大学、東京財団、市町村アカデミー、国際文化研修所などがあり、年間を通して職員を派遣して研修を行っています。

その他にも特定項目について先進地を視察し、情報収集しているものもあります。

また県の自治研修所では職階に応じた研修を行っており、新しく昇任した職員に研修を義務付けています。

**川邊委員**：職員の研修ということは行政の品質をどう高めていくかだと思います。品質の向上を図るためにはISO9000 シリーズを取得していくという方法もありますが、どうでしょうか。

**日野会長**：今のご質問については前回も回答がありましたが、検討は行ったけれども現時点では導入しないということだったかと思います。

**長山委員**：東京財団という組織は初めて聞いたのですが、どんなことをされているところなのですか。

**企画課長**：ここでは週末学校というものを実施しており、あるテーマについて何ヶ月かに亘って土日に集中的に研修を行っています。

**岡田委員**：定員適正化については、前回の適正化計画に基づき職員が削減されましたが、計画以上に職員が削減されたことについて支障は無いのでしょうか。

**高倉（行革室）**：前回の計画では980名体制を目指していたのに対し、現状は975名となりました。今回の機構改革でも事務分掌の見直しを行いました。

また、今後は各課で業務の見直しを行い、外部委託が可能なものは民間活力を活用していくことで、新たな定員適正化計画を作り対応していきたいと考えています。

**岡田委員**：市の職員は緊急事態が発生したときには、通常の業務以外にも重要な役割があると思います。また、技術の伝承なども行っていく必要があるのではないのでしょうか。

**企財部長**：おっしゃるとおりだと思います。980 人体制という目標は達成できましたが、職員には災害時の実働部隊という役割もあります。事務系にしても技術系にしても技術の伝承は必要になってきますので、これらを踏まえたうえで、民間委託についても一部は直営で残すなど、効率性を追求しながらも必要な対応が取れるように計画を策定していきたいと思います。

**岡本委員**：平成 23 年度中に定員適正化計画を策定するとありますが、新機構に変わって以降に策定することになります。行革の推進計画と定員適正化計画は同時進行で策定するべきだと思うのですが、計画が遅れた理由と定員適正化の基本的な考え方をお聞きしたいのですが。

**企画課長**：まず、策定が遅れた理由ですが、23 年度から大きく組織が変更されることに伴い、変更の内容を踏まえて適正な定員を求める必要があるため、策定を遅らせました。

また、基本的な考え方についてですが、980 人が適正かどうかの議論はありますが、980 人をベースにして、亀寿園が 22 年度でなくなることなどによる業務の増減を踏まえて適正な定員を求めていきたいと考えています。

今後地域主権の進展で業務量の増加ということも考えられますが、業務に連動した形での職員数となるように採用者と退職者数の管理をしていきます。

**岡本委員**：現時点では職員数を何人にするつもりなのですか。

**企画課長**：今の段階ではまだ算定できていません。

**企財部長**：機構改革については無理矢理変更するのではなく、今の丸亀市に相応しい形に組織を改めていくということで行いました。実際業務を行ってみて人員の過不足は出てくるとは思います。適正な人員を確保していきたいと思います。

**岡本委員**：市民課の窓口にしても図書館にしても人員が不足していると思います。ベースを 980 人とするならば、そういった現状は加味されないのですか。11 万都市の丸亀市が機能的に動くためには、適正な定員で職員が一生懸命働いてちょうどいい状態となる必要があると思います。

災害に対する危機管理も必要で、新消防庁舎ができたから安全というわけではありません。

今まで以上の危機管理を行っていくためには、職員が極限の状態で行ってはいけませんし、そういった状態は適正な定員ではありません。

11 万市民の命と財産を守るためには適正な人員が必要で、コストのために何でも民間委託するスタイルでの行政改革は誤っていると思います。

**企財部長**：今回の震災で丸亀市としましても改めて危機管理の重要性を認識しました。いざとなったときに確実な体制を執らなければならないと考えています。そういった点も十分に踏まえて市として相応しい定員管理を行っていきます。

**馬場委員**：丸亀消防署では年間 7 千件近い通報があると聞いています。市民としても消防に頼っているところがありますが、こういった状況に加えて震災等の危機に対応する必要があり、現在の人員ではなかなか大変だと思います。

**石原委員**：事務職員については系統だった研修ができると思うのですが、技術系の職場については、人事異動でその現場のことを何も知らない管理職に代わる場合があります。

そういった場合は現場が困るので、管理職に対する研修も充実していただきたいです。

**日野会長**：他に無いようですので、次のテーマについて説明をお願いします。

**真鍋（行革室）**：【資料に基づき情報の共有と市民参画・協働に関する個別計画を説明】

**日野会長**：ご質問やご意見がありましたらお願いします。

**岡本委員**：提案公募型の協働事業についてですが、団体等から提案を受けて審査し、採用を決定した後の協働事業について、誰がコーディネートする役割を担っているのですか。

**企画課長**：基本的に担当課と団体は役割分担に基づき打ち合わせをしながら事業を進めています。両者を調整する役割は生活課が担っています。

**岡本委員**：採択を審査する段階に担当課は加わるのですか。また、団体提案の協働事業と市提案型の協働事業はどこが異なるのですか。市提案型という言葉を見ると、協働事業でありながら市のほうが強い立場にあるような気がするのですが。そうするとこれまでの補助金による業務と何ら変わりがないと思います。

**企画課長**：即答しかねる部分がありますので、担当課で確認してから回答します。

**岡本委員**：協働事業を進めるにあたっては事業の棚卸が必要になってきます。そうした上で協働に移らないと、市の都合のいい部分だけ協働を行い、ボランティアを利用することになりかねません。

また、市の職員は自分たちが行っている業務についてはなかなか棚卸ができないと思います。ですから、そういった部分こそ市民と協働で見直していくべきです。時間はかかってもいいので、市の各担当者が協働とは何かを理解したうえで進めて欲しいと強く思います。

**川邊委員**：市長との意見交換会についてですが、私も参加したことがあります。市民の市政への関心が希薄であると感じました。私が参加したときは市民と市長が1対1で話をしましたが、もっと多くの人が一堂に会し意見交換を行ったほうが効率的だと思います。

また、市長との意見交換会も重要ですが、市政への関心を高めるために、以前実施していた市政モニター制度をもう一度実施するべきだと思います。

**企画課長**：先日、あるコミュニティで実施されていた意見交換会の様子を拝見したところ、市長が参加者全員と話すような形式で行っていました。

**企画課副課長**：22年度の意見交換会の方式は、コミュニティで選択してもらったと思います。これまでに1対1での意見交換会の方式を行った年度もあります。

**川邊委員**：コミュニティ事業については、各コミュニティによって実施内容が異なります。コミュニティに対して市は補助金を出しているのですが、事業内容と補助金については精査してもらいたいです。指定管理者制度に移行したからといって、完全に地元に任せるのではなく、ある程度関わりを保つべきだと思います。

**馬場委員**：コミュニティに対する補助については一定の基準が設けられており、また指定管理によって各コミュニティは施設の運営を任されています。

地域の独自性を生かして地域を活性化させるため、コミュニティによって事業内容は異なりますが、市の担当課からはいろいろ指導を受けています。ですから、各コミュニティがすべてを任されているというわけではありません。

**企財部長**：コミュニティについては、ご意見がいろいろあると思いますが、来年度よりほぼすべてのコミュニティで指定管理者制度を実施します。その中で是正しなければならない点は改めなければなりません。今回の機構改革では生涯学習部門を、コミュニティを担当する部門で執行することにしました。コミュニティを運営するうえで生涯学習は重要な要素だと位置づけていますので、新年度から新たな取組が始まります。その状況も見ながら委員の皆様からいただいた意見についても検証してい



きたいと思います。

**日野会長**：他のご質問やご意見はありませんか。

**企画課長**：他にご質問等がありましたら、文書で提出いただければ、回答させていただきます。

**福田委員**：質問の期限はいつになりますか。また、回答は委員全員にいただけるのでしょうか。

**高倉（行革室）**：ご質問については3月22日までに提出くださいますようお願いいたします。回答につきましては前回と同じように全委員にお配りいたします。

**日野会長**：次回の会議はいつごろになりますか。

**企画課長**：4月になると思います。

**日野会長**：日時は事務局と調整して早めに連絡することにします。本日の委員会はこれで閉会します。